

那珂川町介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

番号	分類	質問	回答
1	住所地特例	総合事業における住所地特例の考え方とは。	住所地特例者については、施設が所在している市町村の総合事業を利用することとなります。よって指定に関しても、施設が所在する市町村の指定があれば問題ありません。
2	介護予防給付との併用	事業対象者が福祉用具や住宅改修を利用したい場合どうすれば良いか。	介護予防給付のサービスを希望する場合は、要支援認定が必要となるため、この場合は介護認定申請を行ってください。
3	介護予防給付との併用	要支援認定をもっている場合は介護予防給付と総合事業の併用は可能か。	可能です。ただし事業対象者については、総合事業のみのサービス利用となり、介護予防給付は利用できません。
4	サービス提供回数	総合事業において、週3回のサービス提供が必要な場合、区分支給限度額を超えなければ利用可能か。	区分支給限度額を超えなければ、利用することは可能です。ただし、プランに位置づける必要があります。
5	サービスコード	総合事業のサービスコードは各市町村ごとに設定するものなのか。	総合事業のサービスコードは、各市町村ごとにサービスコードを設定します。
6	町外事業所のサービス利用	那珂川町の被保険者で総合事業対象者である者が、市外の通所介護・訪問介護のサービスを利用することは可能か。	可能ですが、みなし指定が適用されていない事業所(平成27年4月1日以降に開設した事業所)については、那珂川町の指定を受けている必要がありますので、事前にご確認をお願いします。
7	サービス利用	総合事業対象者に対しても今までと同様に、介護予防サービス支援計画表が立てられた後にサービス利用開始となる流れなのか。	そのとおりです。
8	事業対象者	事業対象者に有効期限はあるのか。	現状、事業対象者に対しては有効期限を設定していません。
9	通所型サービス	通所型サービスの入浴については、月額単位の中に含まれているのか。また別途料金設定をすることは可能なのか。	通所型サービスの入浴については、現在と同様で介護報酬の中に含まれていることとなります。また別途料金設定を行うことはできません。
10	サービス提供票(利用表)	サービス提供票(利用票)は介護予防給付の時と同様に、ケアマネジャーから交付してもらえるのか。	そのとおりです。サービス提供票(利用票)はケアマネジャーから事業所に交付します。
11	利用料	利用料については、保険者市町村と施設所在地市町村のどちらになるのか。	総合事業に関しては、主体が保険者市町村となるため利用者の保険者市町村が設定した利用料となります。ただし、住所地特例者については、例外的に施設所在地市町村の総合事業を利用することとなり、利用料については施設所在地市町村の利用料となります。
12	訪問型サービス	初回加算はあるのか。	訪問型サービス(現行相当サービス)については従来どおり初回加算はあります。
13	訪問型サービス	訪問介護計画は現状のままなのか、簡素化しても良いのか。	訪問介護計画については、現行相当サービスを実施する以上は現状のままです。
14	訪問型サービス	現状どおりヘルパーの資格は必要なのか。	訪問型サービスは現状、現行相当サービスしか行わないので従来どおりの基準です。
15	訪問型サービス	生活援助のサービス内容は今のままで良いのか。変えてよいのか。	あくまで訪問型サービスについては現行相当サービスの基準で行うため、サービス内容についても従来どおりです。
16	訪問型サービス	管理者とサービス提供責任者は、訪問介護と訪問型サービスの兼務が可能なのか。	同一事業所内で、一体的に運営されているのであれば、兼務は可能です。
17	定員について	5人以下の設定は可能か。	可能です。
18	送迎について	総合事業に携わる職員のみ可能か。また、他職種との兼務は可能か。	総合事業に携わる職員以外でも可能であるが、事故等おこった時の体制は整備しておく必要があります。他職種との兼務は可能です。
19	ケアマネジメントについて	通所介護計画書やアセスメント、ケア記録等の作成は現行と同様に必要か。	現行同様に必要です。
20	利用者について	現在、町外から利用される要支援の方は4月以降はどうなるのか。	みなし指定事業所であれば、平成30年3月31日までは、全国の市町村が総合事業において指定したとみなすこととなります。みなし指定とならない場合は、町外利用者がある場合、該当市町村に指定の申請を受けなければなりません。

説明会後追加分(4項目)